令和3年第1回神奈川県議会定例会

建設 · 企業常任委員会報告資料

企 業 庁

- I 漏水調査に係る損害賠償請求訴訟の控訴審判決について-----1
- Ⅱ 県営林道玄倉線の斜面復旧工事に伴う落石によるダム施設の被害について---2

I 漏水調査に係る損害賠償請求訴訟の控訴審判決について

1 訴訟の概要

- ・ 平成30年11月7日、県営水道給水区域内の宅地において、原告は企業庁が管理する水道メーターの不具合又は設置時の不手際により、多くの水量が計測されたことに起因して不必要な漏水調査を行うこととなったと主張し、公営企業管理者を被告として当該調査費用約310万円を請求する訴訟を提起した。
- ・ 令和2年8月11日、横浜地方裁判所で、原告側の主張を概ね認め、被告に約250万円の支払いを命じる旨の判決があった。
- ・ 令和2年8月26日、企業庁は事実認定に誤りが認められるとして判 決を不服とし、東京高等裁判所に控訴したところ、令和3年1月22日 に控訴審判決があった。

2 控訴審判決の概要

(1) 判決(抜粋)

本件控訴を棄却する。

(2) 損害賠償金等の額(令和3年3月5日支払予定)

損害賠償金 254万9,980円 遅延損害金 29万1,984円 合計 284万1,964円

3 企業庁の対応

- ・ 企業庁としては、水道メーターの不具合又は設置時の不手際があったことを原告が明確に立証していないこと、水道メーターの製造メーカーも訴訟参加し、メーターの構造上、水の流量以上に計測されることはないことを主張したにもかかわらず、事実認定された判決は受け入れ難い。
- 一方、民事訴訟法の定める上告等の要件を満たさないものと考えられること、また、控訴審における事実認定は、最高裁判所を拘束し、 覆ることはないことから、上告を断念し、損害賠償金の支払いに応じることとした。

II県営林道玄倉線の斜面復旧工事に伴う落石によるダム施設の被害について

玄倉ダム付近において、県西地域県政総合センター(以下「県西センタ ー」という。) が実施している玄倉林道改良工事の施工中に、切り落とし た岩塊がダム施設に落下し被害が生じたので報告する。

1 概要

(1) 経緯

1月11日 酒匂川水系ダム管理事務 所の玄倉系の監視データ で通信障害が発生

1月12日 県西センターが現地でダ ム施設への落石を確認し 作業を中止

1月13日 現地で落石による玄倉ダ ム施設の被害状況を確認

(2) 発生原因及び現場の状況

一部に脆弱な岩質の箇所があり、 切り落とし作業中に想定を上回る規模 の岩塊が落下し、落石防止ネットを破 壊し、ダム施設を破損した。

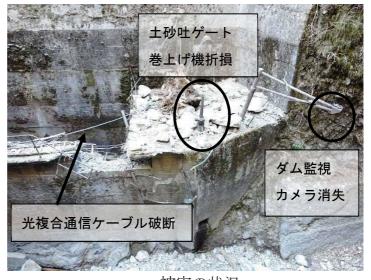


現場の全景

2 ダム施設の被害状況とその影響

(1) 被害状況

- ・ 玄倉ダムの沈砂池、 周辺への落石、及び土 砂の堆積
- 光複合通信ケーブル の破断、ダム監視カメ ラ、土砂吐ゲート巻上 げ機、水位計、手すり 等の破損
- ※ 1月13日時点、目視 で確認できた範囲



被害の状況

(2) 影響

玄倉ダムから取水している玄倉第1発電所は、落石による林道改良 工事の遅れとダム施設の復旧に日数を要するため、令和3年度末に予 定していた運転再開が遅れる見込み。

3 今後の対応

- ・ 県西センターでは、落石防止ネットの補修等を実施し、斜面の切り 落とし作業を2月3日に再開し、斜面の状況及びダム施設への影響等 の監視を強化して工事を進めている。
- ・ 切り落とし作業が完了し安全が確保され次第、企業庁でダム施設の 詳細な被害状況を調査し、復旧対応について環境農政局と協議を進め る。